

展覧会カタログに関する取扱い及び解説

(平成18年6月15日版)

本取扱いでは、書誌レコード作成上、従来の図書資料と大きく異なる点を取りまとめた。各事項についての基本的考え方を示すにとどめ、詳細な規則や記述例については、別途作成している「コーディングマニュアル」で規定する。

また本取扱いは、基本的には日本目録規則1987年版改訂2版(以下、NCR87R2)および英米目録規則第2版(以下、AACR2)に準拠し、その条項と異なる規則について説明する形式をとっている。

1. 適用範囲

原則として、美術館・博物館・画廊等で開催される展覧会・ワークショップにおいて発行される図録・目録類を対象とする。また、こうした展覧会を機会として出版された作家論、作品論、作品集等も対象とするが、展覧会の出品作品が同定できないものはこれに含まない。

2. 展覧会カタログの特性

2.1 用語の整理

本取扱いおよび別途作成する「コーディングマニュアル」においては、展覧会に関連する以下の用語を次の意味で用いることとする。

- ・ 個展：1人の出品作家による展覧会
- ・ グループ展：2人以上の出品作家による展覧会
- ・ 単館展：美術館・博物館・画廊等が一会場・会期だけで開催する展覧会
- ・ 巡回展：複数の美術館・博物館・画廊等で開催する複数館開催展
- ・ 年次展・回次展：年次・回次を持つ展覧会（例）二紀展、正倉院展など

2.2 展覧会カタログの特性

展覧会カタログは、以下のような特性を持つ。

- 1) 基本的に展覧会の名称・会期・会場が記載されている。ただし、展覧会カタログであることを示す記述のみが記載されていることもある。また、巡回展の場合は、巡回先の複数の会期・会場が記載されている。
- 2) 編著者、出版者のほかに、主催者が記載されているものがある。
- 3) 通常は展覧会会場で販売・配布されるが、展覧会と同時に(または後日)、別の出版者から刊行されるものもあり、こうしたものは一般の図書と同様に市販される。
- 4) カタログ本体とは別途に会場等で配布される出品目録があり、出品目録だけが単独で流

通する場合がある。

- 5) 単館展等の図録の場合、後日、豪華版として刊行されるものがある。
- 6) 展覧会を機会として出版される作品集等がある。

3. 新規書誌レコード作成根拠

展覧会カタログにおいて、以下のような場合は、新規書誌レコード作成の根拠となる。

- 1) 書名・出版者など主要な書誌事項は同一だが、出版年、あるいは会期・会場や形態・装丁等の相違により、図録そのものの内容が異なると判断される場合。
- 2) 巡回展で特定の館が記念展として開催し、その館の図録の情報源にのみ記念展であることの記述がある場合。
- 3) 展覧会会場で販売・配付される図録と同時（または後日）に別の出版者から発売される図録が存在し、出版事項の相違等から、図録そのものの内容が異なると判断される場合。
- 4) 豪華版などで別途刊行され、出版年・形態・装丁等が異なる場合。
- 5) カタログ本体とは別途に会場等で配布される出品目録が単独で流通する場合。

なお、逐次的に刊行される年次展・回次展のカタログは、年次・回次ごとの大きさの差のみでは別書誌作成の根拠とはしない。

以上